

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、株主価値の継続的増大を目指す為に、経営の健全性、透明性、コンプライアンス遵守が最重要課題の一つと考えております。その実現のために、社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性確保、ならびに現場部門から独立した社長直属の内部監査担当の設置など、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
剣持 忠	1,725,100	28.48
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社	1,117,600	18.45
メンバーズ従業員持株会	200,300	3.30
高木 邦夫	92,500	1.52
小峰 正仁	85,900	1.41
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	78,700	1.29
株式会社メンバーズ	76,800	1.26
露木 琢磨	67,900	1.12
山本 治	62,000	1.02
勝又 一仁	61,700	1.01

支配株主(親会社を除く)の有無	デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社
-----------------	---------------------------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 セントレックス
-------------	-------------

決算期	3月
-----	----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の適正性については、少数株主の利益を害することのないように努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
吉井 信隆	他の会社の出身者													
徳久 昭彦	他の会社の出身者							○						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉井 信隆	○	インターウォーズ株式会社 代表取締役社長(現任)	他社における経営者としての豊富な経験および高い見識を、当社の経営に判定していただくことを目的として選任しております。当社との間に、過去および現在において意思決定に影響を与える取引関係はなく、独立役員としての公正・中立な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。
徳久 昭彦		デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社 取締役(現任) 株式会社プラットフォーム・ワン 取締役(現任)	インターネットにおけるメディアレップ事業(広告枠の仲介事業)の大手企業での役員経験による豊富な知見を当社の経営に反映していただくことを目的として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査法人アヴァンティアと監査契約を締結しており、監査役は、半期毎に監査法人アヴァンティアより監査結果の報告を受け、情報の共有及び意見交換を行い、連携をとっております。

また、会社における法令違反及び不正等のリスクを未然に防ぐため、社長直轄の組織である内部監査担当が主管となり、全部署を対象として定期的な内部監査を行っております。監査役は、必要に応じて内部監査担当と情報交換を行い、監査の有効性や効率性の向上のため連携をとっております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
甘粕 潔	他の会社の出身者													
土屋 洋	他の会社の出身者													
露木 琢磨	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
甘粕 潔	○	独立役員に指定しております。	公認不正検査士として培ってきた企業倫理・コンプライアンスに関する高い見識を、当社の監査体制の強化に活かしていただくことを目的として、選任しております。当社との間に、過去及び現在において意思決定に影響を与える取引関係はなく、独立役員としての公正・中立な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる

			恐れがないと判断しております。
土屋 洋		—	これまでの当社の常勤監査役としての豊富な経験や見識を活かし、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけることから、選任しております。
露木 琢磨	○	独立役員に指定しております。 露木・赤澤法律事務所 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社取締役(現任)	弁護士であり企業法務に精通していることから、より専門的な監査を執行することができ、当社の経営監視体制の強化を図るべく選任しております。当社との間に、過去及び現在において意思決定に影響を与える取引関係はなく、独立役員としての公正・中立な立場を保持し、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	3名
--------	----

その他独立役員に関する事項

・社外役員の独立性についての当社の考え方
当社は、社外役員の独立性に関する基準を定め、この基準を満たす役員を独立役員として名古屋証券取引所に届出をしております。

独立性に関する基準については、有価証券報告書において開示されており、その内容は当社ホームページにおいても掲載されております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員
-----------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

役員、従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

社内取締役および社外取締役の別に各々の総額を開示しております。
平成27年3月期における、当社の取締役および監査役に対する役員報酬については、以下のとおりであります。
取締役の年間報酬総額: 48,360千円(社外役員を除く)
監査役の年間報酬総額: 8,400千円(社外役員を除く)
社外役員の年間報酬総額: 7,200千円
また、社外取締役1名は無報酬であります。
(注)上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給料手当(13,712千円)は含めず表示しております。
その他詳細につきましては、有価証券報告書において開示されており、その内容は当社ホームページにおいても掲載されております。
以下のURLをご参照ください。
(<http://www.members.co.jp/ir/library/>)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

(1)当社の取締役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会決議により、年間150,000千円以内(ただし、使用人分給与は含

まない。)と定められております。

(2)上記(1)とは別枠で、取締役(社外取締役を除く)にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成25年6月21日開催の第18期定時株主総会決議により、年額50,000千円以内と定められております。

(3)当社の監査役の報酬限度額は、平成12年8月3日開催の第5期定時株主総会決議により、年額30,000千円以内と定められております。

(4)上記(3)とは別枠で、監査役にストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬の限度額は、平成21年6月29日開催の第14期定時株主総会決議により、年額3,000千円以内と定められております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

日常的に常勤役員と社外役員が直接情報交換を行っているほか、必要に応じてコーポレートサービスディビジョン及び経営企画室にて対応いたします。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、適切な内部統制システムを構築することを目的として、取締役会にて内部統制システム整備の基本方針を定めております。当社は同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備、および社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性確保、ならびに現場部門から独立した社長直属の内部監査担当の選任など、内部統制システムの強化に努めております。なお、当社の経営意思決定および監督に係る主な経営管理機関は以下のとおりです。

<取締役会>

当社の取締役会は常勤取締役2名、非常勤取締役2名で構成されております。原則として非常勤も含めた全取締役、全監査役が出席する定時の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時で開催し、経営に関する重要事項の協議決定、業務執行の監督を行っております。また、当社は、監査役会設置会社ですが、取締役4名のうち2名を社外取締役としており、取締役の業務執行に対する監督に加え、外部的視点から経営の助言をいただいております。尚、非常勤取締役2名のうちの1名は、当社から多額の報酬を得ていないなどの金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外取締役としております。

<執行役員会>

当社の執行役員会は常勤取締役2名、常勤監査役1名、執行役員5名で構成されております。原則として全常勤取締役、全執行役員が出席し定時で毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時執行役員会を開催し、経営に関する重要事項の協議決定(取締役会決議事項を除く)、取締役会に上申する議題の細部の検討を行っております。

<監査役会>

当社は監査役会を設置し、監査役制度を採用しております。監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役2名で構成され、監査役会が定めた方針に沿い、取締役を監査しております。監査役は取締役会およびその他の重要な会議に出席するほか、監査法人や内部監査担当とも適宜連携して情報を共有し、経営監視機能の向上を図っております。なお、非常勤監査役2名は、当社から多額の報酬を得ていないなどの金融商品取引所が定める独立役員の要件を満たす社外監査役としております。

<内部監査>

当社は、各現場部門からは独立した代表取締役社長直属の内部監査担当(1名)を設けております。内部監査計画に基づき、業務の適正性を監査し、随時、内部統制に関する課題等についてアドバイス・改善指導等を実施しております。また、内部監査の実効性、効率性を高めるため、監査役や監査法人とも適宜連携して情報を共有しております。

<会計監査>

会計監査については、監査法人アヴァンティアを選任し、監査業務を執行した公認会計士は小笠原直、木村直人です。また、監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他7名であります。

<指名について>

取締役の指名については、経営に関わる技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に鑑み、取締役会にて協議して候補者を選定しております。また、候補者は最終的に株主総会の承認を経て取締役に就任しております。

監査役の指名については、監査役として必要とされる技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に鑑み、取締役会または監査役会が適切な人物を推薦したうえで候補者を選定しております。また、候補者は最終的に株主総会の承認を経て監査役に就任しております。

<報酬決定等の機能について>

取締役および監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の上限金額の承認をいただいております。各取締役の報酬の具体的な金額、支給方法については、職務内容と会社業績への貢献度を勘案し、取締役会で決定しております。各監査役の報酬の具体的な金額、支給方法については、職務内容を勘案し、監査役会で決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社の体制を採用しており、社外取締役2名と社外監査役3名が各自の経験や見識に基づいた客観的立場により監督機能をもつことで、コーポレート・ガバナンスの強化を行っております。

社外取締役は、経営者として、あるいは他社における長年の経営企画・戦略業務経験を有し、豊富な経験と幅広い見識を有する適任の者として選任しております。

社外監査役は、豊富な経験と幅広い見識及び専門性を有する適任の者として選任しております。

それら社外役員は、豊富な経験と幅広い見識及び専門的な見地に基づき監査業務を執行し、今までに現体制における問題は生じておりません。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主の皆様が参加しやすいよう集中日を回避して設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な開催はしていません。 なお、通期決算発表時に、当社ホームページにおいて代表取締役社長による決算説明動画の配信を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて決算開示等、IR情報の開示を行っております。 (http://www.members.co.jp/ir/) タイムリーディスクロージャーに向け積極的に取り組む方針であります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室においてIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	(女性の活躍に向けた取り組みについて) 当社は、女性が長く働き活躍できる仕組み作りを行っております。 仕事だけではなく、出産・育児についても安心して取り組めるよう意識的に制度を整備し、女性の長期就業を支援しております。 育児休暇制度では、最大で子供が3歳になるまで育児休暇を取得することができ、育児における勤務時間短縮制度においても、小学3年生まで就業時間を制限し働くことが可能です。 こういった女性の長期就業を促す制度の整備、導入に伴い、女性管理職比率、女性の勤続年数が向上しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において内部統制システム整備の基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について定めております。

当社は同基本方針に従い、コンプライアンスやリスク管理のための体制整備、および社外取締役・社外監査役の設置による取締役の職務執行の適合性・効率性を確保しております。ならびに現場部門から独立した内部監査担当を選任し、内部監査担当にて内部統制システムの整備および運用状況について評価し、その結果を代表取締役社長に報告しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、常に危機管理意識を持ち、組織として毅然とした対応を徹底しております。反社会的勢力に向けた具体的な取り組みとしては、対応部署をコーポレートサービスディビジョンとし、平素より弁護士等の外部専門機関との連携および反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めております。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

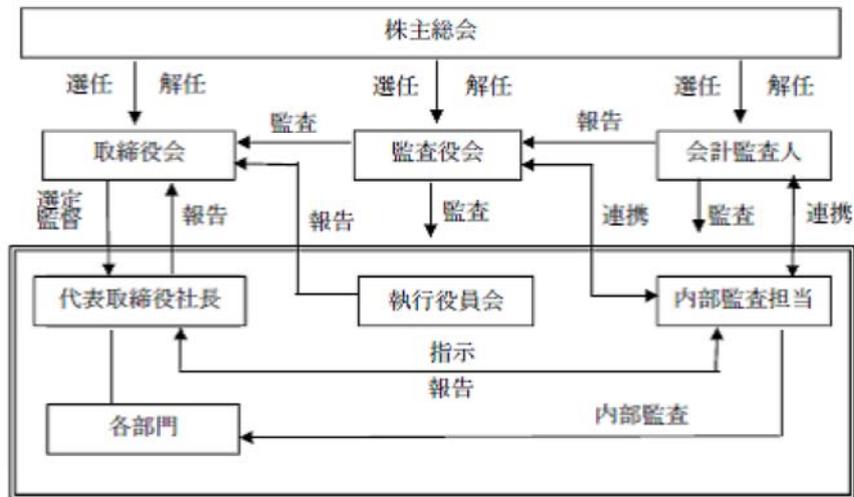
該当項目に関する補足説明

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしていませんが、当社株式に対する大規模買付行為があった場合には、適時適切な情報開示に努めるとともに、法令及び定款の範囲内で、その時点における適切な対応をまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制については、充実へ向けて今後も状況に応じて見直し、更新してまいります。

■内部統制システムの概要を含むコーポレート・ガバナンス体制についての模式図



■適時開示体制の概要(模式図)

